(4) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

2　内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては，公正，協力，責任，参画，共生に対する意欲及び思考力，判断力，表現力等を育成するとともに，生徒の健康・安全を確保し，事故防止を図ること。

(2) 「スポーツⅠ」，「スポーツⅡ」，「スポーツⅢ」及び「スポーツⅣ」の指導に当たっては，「スポーツⅥ」の学習成果の活用を図ること。

(3) 体力の測定については，計画的に実施し，各科目の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

(4) 集合，整頓，列の増減，方向変換などの行動の仕方については，各科目の特性との関連において適切に行うこと。

(5) 各科目の指導に当たっては，その特質を踏まえ，必要に応じて，コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し，学習の効果を高めるようにすること。

(6) 学外の認定資格等の取得と関連付けるなど，より専門的かつ実践的な知識及び技術の習得が図られるようにすること。

第11節　音　　楽

第１款　目　標

音楽に関する専門的な学習を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに，表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けるようにする。

(2) 音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ，音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりし，表現意図を明確にもったり，音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりすることができるようにする。

(3) 主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組み，感性を磨き，音楽文化の継承，発展，創造に寄与する態度を養う。

第２款　各　科　目

第１　音楽理論

１　目　標

音楽理論の学習を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 音楽に関する基礎的な理論について理解するとともに，理解したことを楽譜によって表す技能を身に付けるようにする。

(2) 音楽理論を表現や鑑賞の学習に活用する思考力，判断力，表現力等を育成する。

(3) 音楽理論を表現や鑑賞に生かそうとする態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 楽典，楽曲の形式など

(2) 和声法

(3) 対位法

３　内容の取扱い